

交野市放課後児童会昼食提供事業者登録事業 実施要領

1 事業名

放課後児童会昼食提供事業者登録事業

2 業務の目的及び概要

小学校長期休業期間中において、交野市が設置する放課後児童会の在籍児童の保護者（以下、「保護者」という。）が昼食を用意する労力の負担軽減を目的とし、市に登録された昼食提供事業者（以下、「登録事業者」という。）に保護者が児童のための昼食を発注し、登録事業者が昼食の製造及び配送等のサービスの提供を行う。

なお、昼食代金は実費分として保護者が負担し、登録事業者に直接支払うものとする。

3 登録期間

登録日から令和7年3月31日まで

4 昼食提供期間（予定）

小学校の夏期休業期間中（令和6年7月22日～令和6年8月25日）

冬期休業期間中（令和6年12月25日～令和7年1月7日）

春季休業期間中（令和7年3月25日～令和7年3月31日）

5 昼食提供先

児童会名	所在地	入会児童数(参考) (令和6年5月1日現在)
星田児童会	星田 3-33-4 星田小学校内	88人
郡津児童会	郡津 4-13-1 郡津小学校内	95人
郡津児童会分室	私部 4-11-8	33人
岩船児童会	森北 1-25-1 岩船小学校内	123人
倉治児童会	倉治 1-15-1 倉治小学校内	129人
妙見坂児童会	妙見坂 7-20-1 妙見坂小学校内	75人
旭児童会	星田 4-18-1 旭小学校内	97人
藤が尾児童会	星田北 2-45-1 藤が尾小学校内	86人
私市児童会	私市 9-5-10 私市小学校内	121人
交野みらい児童会	郡津 1-43-1 交野みらい小学校内	193人

6 提供食数見込み

1日あたり 300食程度

※ 利用を希望する保護者の児童が対象であり、利用率は、30%程度を見込んでいる。

数量は見込みであり、実際の提供数を保証するものではない。

なお、登録される場合、1児童会において昼食の注文が1食分であっても対応が可能であることが条件。

7 登録事業者が行う内容(想定)

(1) 保護者向けチラシ等による周知

登録事業者は、昼食の配食の実施にあたり、保護者に対し、昼食の内容、料金及び注文方法などを周知するため、チラシやホームページ等により案内すること。※保護者への案内は、市及び放課後児童会で行います。

- ①チラシ(紙ベース)を配布または掲示する場合は、必要枚数(全児童を対象とする場合は1,000枚程度、児童会へ掲示する場合は、20枚程度)を準備すること。
- ②ちらし等をデータで配布する場合は、当該データ(可能であればPDFデータ)を提出すること。
- ③ホームページで周知案内をする場合は、アドレスを提示すること。

(2) 献立表(メニュー)の作成及び公開

①登録事業者は、献立表(メニュー)が確認できるものを作成し、保護者が注文する際に献立を確認できるよう事前に公開すること。

なお、献立表(メニュー)とは別に、保護者からの要望等により食物アレルギー情報(特定原材料7品目)を事前に確認できることが望ましい。

②献立表(メニュー)は、登録事業者が用意するウェブサイト又はスマートフォン用のアプリケーション等(以下、「ウェブサイト等」という。)で保護者に向けて公開すること。

(3) 受注管理等

①登録事業者は、昼食の注文(変更及びキャンセルを含む。)を、原則としてウェブサイト等により受け付けること。

②登録事業者は、昼食提供日の2週間前までに、注文の受け付けを開始すること。

③登録事業者は、保護者の利便性に配慮した注文及びキャンセル期限を設定すること。

④昼食の代金については、登録事業者において、保護者から徴収すること。また、代金の滞納等についても、登録事業者において対応すること。

⑤昼食の代金の支払方法は、クレジットカード決済又は口座振替等、保護者の利便性を考慮した方法により徴収すること。

(4) 非常変災等による昼食提供の中止

非常変災等により放課後児童会が休会となった場合、その日の昼食の提供は中止すること。

なお、中止となった場合の昼食代金については、保護者に対し、利用登録開始時に返金対応が可能な場合の要件を説明した文章を事前に配布する等により適切に行い、要件に該当する場合は、昼食代金を請求しないこと（既に徴収している場合は返金すること）。

(5) 昼食の製造

①登録事業者は、原則、あらかじめウェブサイト等で公開した献立どおりに昼食を製造すること。

②昼食は、主食及び副食（主菜 1 品、副菜 2 品程度）とし、栄養面や児童の嗜好を考慮したものとすること。

③各放課後児童会においては、電子レンジを含む加熱・調理ができないため、配送後そのまま提供できるものとすること。

④容器については、登録事業者が回収することを前提とし、材質を問わないが、食品衛生上清潔なものとすること（使い捨ても可）。

(6) 昼食の配送

①昼食は、放課後児童会実施施設（「5 昼食提供先」）に、午前 9 時から午前 11 時 30 分までに配達すること。

②梱包は、発砲スチロール等の断熱が可能なものを使用し、保冷剤等で適切な温度を保つこと。

③梱包材等は回収すること。回収は、原則として翌配送時までには行うこと。

④昼食配送時に、昼食を提供する児童の一覧を添付するなど提供する児童が明確にわかるようにする。

(7) 安全・衛生管理

①登録事業者は、原材料の調達、昼食の製造、配送等に当たっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。

②登録事業者は、業務を実施するに当たり、常に食品衛生法その他関係法規を守り、監督官庁の指示に従うこと。

(8) 事故への対応

①登録事業者は、提供した食事に起因する児童への健康被害又はその疑いがある場合、保護者に対して適切な対応を行うこと。

②登録事業者は、事故の発生が確認された場合、直ちに保護者及び市へ連絡し、後に書面により正式に報告すること。

③事故のため、登録事業者が業務継続困難となった場合、登録事業者は、代替策を事前に用意し、保護者に対し、不利益を与えないようにすること。

④食中毒など万一の事故に備え、賠償責任保険に加入すること。

(9) 苦情処理について

登録事業者は、保護者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るように苦情対応に努めるものとする。
また、必要に応じて市へ報告するものとする。

8 その他

- ①登録事業者は、昼食提供日には必ず連絡対応(電話、メール等)ができる体制にすること。
- ②登録事業者は、やむを得ない事情により当該登録を取り下げたい場合は、2か月以上前に市に取り下げの手続きを行わなければならない。
- ③登録事業者は、本事業に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- ④登録事業者は、本事業実施により知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、登録期間満了後及び解除後も同様とする。

9 疑義等

本要領に疑義が生じた場合又は本要領に定めのない事項については、市と登録事業者で協議の上、これを定める。